

知基第352号
令和4年1月20日

外務大臣
林 芳正 殿

沖縄県知事 玉城 デニ



在沖米軍における更なる新型コロナウイルス感染症 対策について（要請）

在沖米軍基地においては、昨年12月初旬、米国本土から渡航前PCR検査を受けずにキャンプ・ハンセンに異動してきた部隊で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生して以降、他の米軍基地においても感染が急拡大しております。また、県内で初めて確認されたオミクロン株の感染者は、キャンプ・ハンセンに勤務する日本人従業員であり、その後のゲノム解析の結果を踏まえ、県は、キャンプ・ハンセンからオミクロン株の市中感染が拡がったものと推測しております。

去る12月21日以降、県が複数回にわたり日米両政府に対し水際対策の徹底等を申し入れた結果、米軍においては入国前検査や健康保護体制の引き上げ、1月24日までの基地外への外出制限等の対策を実施しているものと承知しております。

しかしながら、昨年12月15日から1月18日までの米軍等における感染者は5千人近くを数え、未だ収束する兆しを見せておりません。また、県に対し駐留軍等労働者からは、駐留軍等労働者の濃厚接触者の取扱いについては日本の感染対策措置が取られていない、入国後の検査結果が判明していない米軍人等との接触がある等の不安の声が複数寄せられております。更には、県や市町村が感染拡大を防止するために必要な米軍人等に関する基礎的なデータや療養状況、水際対策が十分に共有されず、在沖米軍基地における変異株の検知及びひっ迫時の検査体制についても課題があると認識しております。

また、県としては、そもそも今回の県内における新型コロナウイルス感染拡大は、米軍において日本への入国前の検査を行っていないなど日本の措置とは整合的とはいえない運用が行われていたことが端緒である

と考えており、今後同様の事態を発生させないためにも、検疫について国内法を適用させるなど、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。ついては、下記の事項について実施していただくよう、強く要請します。

記

- 1 次の事項について、米軍に働きかけること。
 - (1) 在沖米軍基地に勤務する全ての軍人等の外出制限期間を感染拡大が収束するまで延長するとともに、感染拡大防止措置を強化すること。
 - (2) 駐留軍等労働者に対する濃厚接触者等の取扱いについて、日本側の新型コロナウイルス感染症対策に則した措置を徹底すること。
 - (3) 日米地位協定の対象となる在沖米軍人等の総数や軍種別、市町村別の内訳（施設及び区域内外別の居住情報を含む。）を提供すること。また、施設及び区域外に居住する米軍人等の感染、療養等に関する情報を提供すること。
 - (4) 在沖米軍基地内において変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するとともに、基地内の検査体制を拡充することにより、県への感染症に関する情報提供を迅速かつ適確に行うこと。
- 2 米軍における水際対策や健康保護体制（HPCON）、行動制限措置等の新型コロナウイルス感染症対策について日本政府において把握するとともに、関係自治体へ情報提供すること。
- 3 検疫について国内法を適用する等、日米地位協定を抜本的に見直すこと。